

公益社団法人沖縄県シルバー人材センター連合 役員の報酬及び費用に関する規程

平成 23 年 6 月 16 日制定
規程第 19 号

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益社団法人沖縄県シルバー人材センター連合(以下「連合」という。)の定款第 28 条第 3 項の規定に基づき、役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 報酬 認定法第 5 条第 14 号で定める報酬をいう。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 連合は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 会長及び常務理事(以下「会長等」という。)の報酬は月額とする。

3 前項の役員以外の役員(以下「その他役員」という。)が理事会等に出席した場合の報酬は日額とする。

4 常務理事が事務局長を兼ねる場合は、報酬は支給しない。

5 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬の額の決定)

第 4 条 役員の報酬は、別表第 1 「報酬額表」に定める額の範囲内であって、理事会の承認を得て定める額とする。

(報酬の支給日)

第 5 条 会長等の報酬は、毎月一定の定まった日に支払うものとし、その他役員の報酬は、理事会出席等必要の都度、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第 6 条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第 7 条 役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、この請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表第2「費用額表」に定める額とし、予算の範囲内において支給する。
(公表)

第8条 連合は、この規程をもって、認定法第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月27日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

報酬額表

(1) 会長 月額5万円までの範囲内

(2) 常務理事 月額20万円までの範囲内

(3) その他役員 日額3千円までの範囲内

ただし、監査時における報酬は、次の通りとする。

(外部監事) 日額1万円までの範囲内

(内部監事) 日額5千円までの範囲内

別表第2 (第7条関係)

費用額表

(1) その他役員の沖縄本島内職務に係る費用

各役員の自宅から連合又は目的地までの交通費実費

(2) 役員の沖縄本島外職務に係る費用

旅費規程に定める額

(3) その他(手数料等)

実費